答申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した精神障害者保健福祉手帳の障害等級変更申請に対する不承認決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事(以下「処分庁」という。)が請求人に対し平成28年3月25日付けで行った精神障害者保健福祉手帳(以下「福祉手帳」という。)の障害等級変更申請に対する不承認決定処分(以下「本件処分」という。)について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、請求人の精神障害の状態は障害等級2級又は1級に相当するものであるとして、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

平成26年に障害等級3級と認定されてから生活環境が激変し、精神的に大きな苦痛に耐えている。毎日が大変つらく、限度いっぱいの薬を使用しても、症状が一向に回復しない。医師と相談し入院を検討したが、入院費を払えないため断念している。不眠が続き、体調不良の中、出社するのが非常に苦痛である。体が痛み、時おり歩けなくなり、ふらつき、かがみこんでしまうことがある。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項に より棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審議経過
平成28年 7月27日	諮問
平成28年 9月 7日	審議(第1回第1部会)
平成28年 9月29日	処分庁へ調査照会
平成28年10月11日	審議(第2回第1部会)
平成28年10月21日	処分庁から回答を収受
平成28年11月 8日	審議(第3回第1部会)
平成28年12月15日	審議(第4回第1部会)
平成29年 1月17日	審議(第5回第1部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した 結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法 4 5 条 2 項は、都道府県知事は、福祉手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めたときは、申請者に福祉手帳を交付しなければならない旨定めている。これを受けて、法施行令 6 条は「障害等級」及び「精神障害の状態」について別紙 2 のとおり規定する。

また、法施行令 6 条 3 項が定める障害等級の認定に係る精神障害の状態の判定に当たっては、精神疾患(機能障害)及び能力障害(活動制限)の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患(機能障害)の状態」(以下「機能障害」という。)と「能力障害(活動制限)の状態」(以下「活動制限」という。)の二つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている(「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」(平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。)及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」(平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。))。

(2) そして、法45条1項によれば、福祉手帳の交付申請は、 医師の診断書を添えて行うこととされており(法施行規則2 3条1号)、障害等級変更の申請の場合も同様とされているこ とから(法施行規則29条)、本件においても、上記((1))の 「総合判定」は、提出された本件診断書により、その記載内 容全般を基に、客観的になされるべきものと解される。

このため、本件診断書の記載内容を基にした判断に違法又は不当な点がなければ、本件処分に取消理由があるとすることはできない。

- 2 次に、本件診断書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不 当な点がないかどうか、以下、検討する。
 - (1) 機能障害について

本件診断書において、請求人の主たる精神障害として記載されている「うつ病 ICDカテゴリー (F33)」(別紙1・

1)は、判定基準等によれば、「気分(感情)障害」に該当する。

また、請求人の従たる精神障害として記載されている「身体表現性障害 ICDカテゴリー(F45)」(別紙1・1)は、判定基準等によれば、「その他の精神疾患」に該当し(判定基準別添1・(1)・⑧)、「その他の精神疾患」については、1(統合失調症)~7(発達障害)に準ずるものとされている(判定基準別紙)が、身体表現性障害は、症状との密接な関連から、気分(感情)障害に準ずるものと判断される。

以上のことから、請求人の機能障害について、「気分(感情)障害」の判定基準に基づき検討すると、「気分(感情)障害」における障害等級については、「高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が1級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が2級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」が3級とされている。

これを請求人についてみると、本件診断書によると、「発病から現在までの病歴及び治療内容等」の欄には、別紙(1・3)のとおり記載されている。

また、「現在の病状・状態像等」の欄(別紙1・4)では、「抑うつ状態(思考・運動抑制、易刺激性・興奮、憂うつ気分)」、「不安及び不穏(強度の不安・恐怖感)」及び「広汎性発達障害関連症状(相互的な社会関係の質的障害、コミュニケーションのパターンにおける質的障害)」に該当するとされている。そして、「病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見

等」の欄(別紙1・5)には、「不眠、気分の落ち込み、意欲減退、無気力などの抑うつ症状のほか、疼痛、倦怠感、腹痛、下痢などの身体症状を認める。状態が落ち着くこともあるが安定せず、休職や転職を繰り返し、妻とも離婚している。」と記載されている。

これらの記載によれば、請求人は精神疾患を有し、抑うつ状態に相当する気分、意欲・行動及び思考の障害や心理的原因による身体症状を有すると認められるが、休職や転職を繰り返しながらも就労できていることからすれば、それらの症状が著しいとまでは判断し難い。

したがって、請求人の機能障害の程度は、判定基準等によると、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」として、障害等級3級に該当すると判断するのが相当である。

(2) 活動制限について

次に、請求人の活動制限についてみると、本件診断書によれば、「日常生活能力の程度」欄(別紙1・6・(3))は、「精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。」と判定されており、この記載からすると、留意事項3・(6)の表により、請求人の活動制限の程度は、おおむね障害等級3級相当であると判断される。

また、日常生活あるいは社会生活の具体的な支障の程度について判定する「日常生活能力の判定」欄(別紙1・6・(2))では、8項目のうち、「おおむねできるが援助が必要」が5項目、「自発的にできる」又は「適切にできる」が3項目と判定されている。

そして、生活能力の状態の「具体的程度、状態像」欄(別紙

1・7)には「発病以来心身の不調が断続的に見られ職を何回も変っている。家族との関係などが悪く孤立、孤独な状態におかれている。」との記載があるものの、就労状況は「一般就労」であり、「現在の生活環境」欄(別紙1・6・(1))は「在宅(単身)」とされ、「現在の障害福祉等サービスの利用状況」欄(別紙1・8)は「なし」と記載されている。

以上のことから、請求人は、障害福祉等サービスを受けることなく、単身での在宅生活や通院を維持し、転職を繰り返しながらも一般就労を行っていることが認められ、これらを総合すると、請求人の活動制限の程度は、判定基準等に照らし、障害等級のおおむね3級ないし非該当程度と判断するのが相当である。

(3) 総合判定

請求人の障害等級について、上記(1)及び(2)で検討した機能障害と活動制限とを総合して判定すると、請求人の障害程度については、法施行令6条3項の表(別紙2)に照らし、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」として障害等級3級に該当するものと判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記(第3)のとおり主張し、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解されるが、前述(1・(2))のとおり、障害等級の認定に係る総合判定は、申請時に提出された診断書の記載内容全般に基づいて客観的になされるべきものであり、本件診断書によれば、請求人の症状は、判定基準等に照らして障害等級3級と認定するのが相当であることは、上記(2・(3))記載のとおりであるから、請求人の主張には、理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や 法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適 正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

髙橋滋、窪木登志子、筑紫圭一

別紙1及び2(略)